

兵庫県河川審議会 第4回企画部会

平成23年12月2日(金)

パレス神戸 2階大会議室

(午前10時00分 開会)

脇舛総合治水課副課長 定刻となりましたので、ただいまから兵庫県河川審議会第4回企画部会を開催いたします。

私は、本日の司会進行を務めてまいります総合治水課の脇舛と申します。よろしくをお願いいたします。

初めに本日の企画部会の成立についてです。

本部会の委員数は8名ですが、現在5名の委員に御出席いただいております。

したがいまして、兵庫県河川審議会条例第7条第2項の規定、委員の過半数出席の準用により、本会議は成立していることを御報告いたします。

なお、井上委員は追って出席予定でございますので、間もなく到着されることと申します。

続いて、山内総合治水課長からごあいさつを申し上げます。

山内総合治水課課長 おはようございます。総合治水課の山内です。

本日はお忙しい中、第4回企画部会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

前回の第3回企画部会では、パブリックコメント、それから市町への意見照会を踏まえた内容について、修正骨子案ということで御説明させていただきました。

今回は、前回の部会でいただいた意見を踏まえまして、さらに内容を修正しておりますので、それについて御説明させていただきます。

それと、本日はさらに、諮問させていただいております総合治水の推進について

の企画部会としての最終報告案を取りまとめていただくことになっております。  
どうか十分な御審議、御意見を賜りますよう、よろしく申し上げます。

脇舛総合治水課副課長 次に、本日御出席いただきました委員の皆様を、お手元の委員名簿の順に御紹介いたします。

河川審議会企画部会部会長、道奥康治委員です。

道奥部会長 道奥です。よろしく申し上げます。

脇舛総合治水課副課長 安田丑作委員です。

安田委員 安田でございます。

脇舛総合治水課副課長 田中丸治哉委員です。

田中丸委員 田中丸です。

脇舛総合治水課副課長 角松生史委員です。

角松委員 角松です。よろしく申し上げます。

脇舛総合治水課副課長 酒井彰委員です。

酒井委員 酒井です。よろしく申し上げます。

脇舛総合治水課副課長 先ほども申し上げましたが、井上委員、出席の予定で  
ございます。到着間もなくかと思っております。

また、吉田委員と矢守委員の2名の委員につきましては、本日欠席となっております。

引き続き県側の紹介です。

こちらは、今回の条例を検討するに当たり、部局を横断的に関連する庁内の組織  
で庁内検討会議を設けておりまして、そのメンバーから出席をお願いして  
おります。個々の御紹介については、お手元の名簿でかえさせていただきたい  
と思っております。

続いて、事務局の総合治水課の紹介です。

課長の山内です。

山内総合治水課課長 山内です。よろしく申し上げます。

脇舛総合治水課副課長 副課長の八木下です。

八木下総合治水課副課長 八木下です。よろしく申し上げます。

脇舛総合治水課副課長 以下そのほかの事務局職員は出席者名簿のとおりでございますので、御確認をお願いします。

次に、お手元の資料の確認をいたします。次第の裏側に配付資料一覧がございますが、確認をいたしたいと思います。

まず、次第、配席図、出席者名簿、資料 1 - 1、兵庫県総合治水条例（仮称）の修正骨子案〔総則編〕、資料 1 - 2、同〔方策編〕、資料 2 - 1、修正骨子案〔総則編〕の修正前後対比表、資料 2 - 2、同〔方策編〕修正前後対比表、資料 3、兵庫県総合治水条例（仮称）骨子案に対する委員からの意見及び対応一覧、資料 4 - 1、「総合治水の推進について」（企画部会報告事務局素案）、資料 4 - 2、同中間答申との対比表、参考資料 1、兵庫県総合治水条例（仮称）の審議スケジュール（案）、参考資料 2、「総合治水の推進について」（平成 23 年 9 月 13 日兵庫県河川審議会中間答申）、参考資料 3、兵庫県総合治水条例（仮称）骨子案のあらまし（パブリック・コメント手続実施時点）についてです。

資料は、以上のとおりですが、よろしゅうございますでしょうか。

ただいま井上委員が御到着されました。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

会議の議長につきましては、兵庫県河川審議会運営要綱第 2 条の規定を準用して、部会長が行うこととなっております。

それでは道奥部長会、よろしくお願いいたします。

道奥部会長 それでは僭越でございますが、議事を進めてまいります。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

ここで本日の議事を進める前に、本日の会議の議事録の署名と公開の取り扱いに

ついてお諮りしたいと思います。

まず、議事録についてですが、後日作成します本日の議事録の署名人を定めたいと思います。運営要綱第7条第2項によりますと、議長と議長が指名した委員が署名することになっております。今回は酒井委員に議事録署名人をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

酒井委員           はい。

道奥部会長           どうもありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。

続いて、会議の公開についてでございます。本日は傍聴の申し出がないということでございますので、その旨を御報告いたします。

それでは、お手元の次第に沿いまして議事を進めてまいります。

本日の議事ですが、「兵庫県総合治水条例（仮称）」の修正骨子（案）についてでございます。骨子案については、前回第3回企画部会で委員の皆様から御意見、御指摘をいただきました。これらを踏まえまして修正した点について、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

八木下総合治水課副課長           総合治水課の八木下でございます。座らせていただきまして、説明させていただきます。

第3回企画部会でいただきました御意見、その後いただきました御意見をもとに、条例骨子案の修正を行っております。

資料については、第3回企画部会の際の骨子案と、修正済みの骨子案を対比しました資料2-1及び資料2-2、それから委員の皆様からいただきました意見を、方策ごとに一覧にしました資料3、この3つを使って説明させていただきます。

まことに申しわけないですが、まず最初に資料の修正をお願いしたいと思います。

資料2-2でございます。文言の修正でございます。2-2の16ページでござ

います。上に「課題」があって、その下に「解説」ということをごさいますして、解説の(1)、この2行目に、1行目から続いてきまして「ポンプ施設の管理者は」になっているんですが、「管理者」と「は」の間に「に」の追加をお願いしたいと思います。「管理者には」という形をごさいます。後ろの文章とのつながりがおかしくなっております。

それから、19ページをごさいます。19ページの8-2の方策のところをごさいます。一番上の四角囲いの骨子の部分の「1」をごさいます。「1」の3行目にアンダーラインを引いているところがごさいます。「確保に努めるよう求めます」とあるんですが、「確保するよう求めます」と。ほかの文章と、ここだけ修正がおかしくなっておりますので、「確保するよう求めます」ということをお願いいたします。失礼いたしました。

それでは、説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料の構成について説明いたします。まずは資料2-1をご覧いただきたいと思います。

これについては、骨子案の総則編の変更対比表をごさいます。3列の構成になっておりまして、一番左が第3回企画部会時の骨子案で、ここで削除になっておる部分については二重線を引いております。それから真ん中が修正済みの骨子案で、追加になっている部分にアンダーラインをしております。それから、右が修正の概要、根拠をごさいますして、1ページ目の右上に点線囲いで凡例を入れておりますが、このとおり修正の根拠が委員からいただいた意見の場合には、別の資料3の意見番号、これを四角囲みで入れた上で修正内容を簡単に書いております。

それから、事務局の精査により修正したものについては矢印で示しております。

資料2については、方策編をごさいますけれど、資料の構成については同じをごさいます。

続きまして、資料3をご覧いただきたいと思います。

資料3につきましては、総合治水条例骨子案に対する委員からの意見及び対応一覧でございまして、まず左から意見番号、これは方策順に並べておりまして、通し番号です。それから、その右側が「意見タイミング」として項目がありますけれども、これにつきましては、意見をいただいたのは、第3回企画部会なのか、企画部会後にいただいた意見かという種別を書いております。

その横、種別として総則編か方策編かを書いております。

その横に「資料ページ」と書いておりまして、それについては、それぞれの総則編、方策編のページ数、この対比表のほうのページ数を書いております。

それから、方策のところには、資料2-1、2の方策名、それから項目のところには、各方策における意見の該当箇所、骨子なのか目的なのか課題なのか解説なのかというようなことを書いております。

それから、その横、「意見」の欄でございしますが、委員からいただきました意見を書いて、一番右のほうには、対応として、まず原案どおりとさせていただいたのか、修正して修正済みとなっているのかという種別を書いた上で、横に県の考えというんですか、そのあたりを書いております。

修正内容の説明につきましては、ご覧いただいている資料3のとおり、非常にたくさんの方の御意見をいただいておりますので、時間の関係から文言修正や文章表現の修正等については、基本的に省略させていただきまして、主なものを中心に説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料2-1総則編及び資料3、ちょっと大きな資料で申しわけないですが、対照しながら見ていただければと思っております。

まず、資料1の1ページ目でございます。前文がございしますが、これについては、文章、文言修正等を行っております。基本理念の四角囲みのところについても同様に文章、文言修正を行っております。

続きまして、2ページ目でございます。2ページ目につきましては、前文・基本

理念の解説について、資料3のほうの9番の御意見によりまして、2ページ目の解説の(3)でございます。気候変化やヒートアイランド現象というキーワードを盛り込んでおります。

この気候変化という言葉については、意見の8でいただいておりますけれども、その言葉が一般的なのかどうかというあたりなんですけれども、この言葉については、資料3の対応のところに書いておりますけれども、社会資本整備審議会答申の定義をそのまま使わせていただきまして、原案どおりとさせていただきます。

世の中では、いろいろな使い方をされておるようですが、とりあえず今回はこの定義を使わせていただいているということでございます。

続きまして、資料2-1の3ページでございます。3ページの解説9につきましては、意見の10番から12番で、総合治水と環境・景観の関係について幾つか意見をいただいておりますけれども、若干文章を修正しまして、「総合治水対策は、環境や景観に配慮して推進する。」という修正をいたしまして、文意としてはそのまま残させていただきました。

それから、少し戻って申しわけないんですが、資料2-1の2ページ目にお戻りいただきたいと思っております。2ページ目の一番上の骨子5でございますけれども、「人的被害の回避・軽減」とか、「深刻な影響の回避」という言葉の使い方について、意見の16のほうで、人的被害については回避はあっても軽減はないんじゃないかというような御意見もいただいておりますけれども、人的被害には人命にかかわる重大なものだけでなく、けがや精神的被害というものも含まれることから、「回避・軽減」とさせていただきます。

それから、県民生活・社会活動への深刻な影響については、単なる影響ではなくて「深刻な影響」という表現になっておりますので、これについては避けるべきものであるという意味で、「軽減」という言葉は入れずに「回避」という言葉に

して、原案のままとさせていただきます。

続きまして、資料 2 - 1 の 4 から 5 ページ目に、県の責務、市町の役割、県民及び事業者の役割がございますが、これについても文言修正のみでございます。

ただし、4 ページ目の中ほどにある「県民及び事業者の役割」というところがございます。この事業者という言葉が、定義が必要じゃないんかというようなことで、意見の 2 2、2 3 のような意見をいただいておりますけれども、これについては、条例において一般的に特に定義づけせずに事業者一般を指す言葉として使われておりますので、原案どおりとさせていただきます。

続きまして、資料 2 - 1 の 6 ページから 8 ページでございます。

これにつきましては、総合治水推進計画、総合治水推進協議会について書いておりました、7 ページ目で、前回の意見の 3 3 と、それまでの審議でもいろいろ意見をいただいております、総合治水推進計画と河川整備基本方針・河川整備計画との関係ということにつきまして追記をしてございます。ちょっとボリュームのある追記になってございます。7 ページ目の中ほどから下の解説の 6 の部分でございます。記述に沿って説明させていただきます。

総合治水推進計画で規定する河川対策と流域対策に係る計画は、一定の降雨に対して流域対策による効果量が増加すると河川対策の対象量が減少するという関係にあります。

このうち、河川対策については、河川法で河川整備基本方針・河川整備計画、以下省略して「河川計画」と呼ばせていただきますけれども、河川計画を策定することとされているため、この計画を総合治水推進計画の河川対策とします。

この際、河川計画の策定には、一定の降雨に対して、流域対策による効果量を差し引いて、河川対策量を定める方法と、一定の降雨に対しては河川対策量で対応し、流域対策による効果量に相当する大きな降雨に対応できるようにする方法とがありますということで、資料の 7 ページ目の下のほうに図を示しております。



左側が今説明しました前者の方法でございます。一定の降雨、例えば、30分の1年の確率の降雨とか、戦後最大降雨とかという目標の降雨、これに対して、流域対策を行ったときの効果量を差し引いて、河川の計画を作るとというのが左側のパターンでございます。

それから、後者のほうは、右側の図になりますけれども、そういう一定の降雨に対しては、現状の流域対策をしていないような流出量を河川で受け持った上で、さらに流域対策を行うという位置づけにして、流域対策量はそのプラスアルファであるという取り扱いをする方法。計画上、この2つ方法がございます。

それから、次のページにまいりますけれども、8ページ目に移りまして、今後の河川計画の策定、または見直しの際に、これら2つの方法からどのように選択するかについては、以下に書いています4つの点、「・」で書いていますけれども、いずれの方法でも河川計画を策定すること及び総合治水推進計画で実効性のある流域対策の将来計画を規定することによって、河川対策、流域対策の推進を図ることが可能であります。

また次に、河川計画で流域対策による効果量を差し引くためには、関係者間で流域対策実施に関して、河川計画と同程度の実効性を担保する必要があること。

これは、河川計画が法定計画であるということで、量的にそれなりの担保が必要であることということでございます。

それから次に、現在、河川計画策定済み河川は、県下97水系のうち約3分の1程度であること。

これにつきましては、前回、私、河川整備計画策定済み河川が17水系とお答えしてしまったんですけれども、実は数字が間違っておりまして、現在、県内の1級、2級河川合わせて県下97水系あるんですが、若干分割してつくったりする関係上、今のところ107本の河川整備計画を策定するという予定になっておりますけれども、このうちの31本が策定済みですので、約3分の1ということで御

説明させていただきまして、訂正させていただきたいと思います。

それから、最後に、流域の面積、地形、土地利用等の状況により、河川対策に対して発揮できる流域対策の効果量の割合に差があること。

以上の4点、その他もろもろあるんですが、これらを勘案しまして、現時点では、県として方針は決め切っていませんけれども、今後、先ほどの2つの方法をどのように使っていくのかということについては、方向性を定めていきたいと思っております。

しかし、いずれにせよ重要なことは、実効性のある河川対策の目標あるいは流域対策の目標、これに基づく実効性のある総合治水推進計画を早期に策定して、この計画に基づく対策を推進するということであると考えております。

それから、8ページ目下の市町の条例との関係については、変更はございません。次に、資料2-2及び引き続き資料3をご覧くださいと思います。

資料2-2の方策編でございます。まず、1ページから3ページ目に、方策1、河川の整備及び維持について記載しておりますけれども、1ページ目、現状のところ、一番下ですけれども、意見34ということで、河川法上の言葉の整備という言葉と、ここの骨子案に書いてある整備及び維持の関連について、御意見がございましたけれども、このことと混乱しないように整備と維持を、河川法では整備の中に維持というものを含んでいますけれども、この骨子案では別で扱っているという注記をしております。その他は文言修正でございます。

続きまして、2-2の4から5ページ目に方策2として下水道（雨水）の整備及び維持について記載しております。ここについては文言修正のみでございますけれども、意見の42のほうで、下水道整備の8-1の雨水貯留浸透設備の設置や減災対策、下水道整備が8-1の雨水貯留浸透設備の設置や減災対策と深く結びついているような表現であるが、別のものではないかという意見をいただいております。これについては、確かに8-1の雨水貯留浸透設備に含まれるもの

とか、それから方策 10 の浸水想定区域及び浸水の深さの周知の方策、これに該当するものが、下水道のほうでもやるようなことになっております。この骨子の構成については、こういうダブリ感がほかにもいろいろあるんですけども、ここでは、そういう対策についても下水道管理者が行うものということで、少し切り出してこちらのほうに書いているということで、現状のままにさせていただきます。

続きまして、資料 2 - 2 の 6 から 8 ページ目でございます。

方策 3 として、開発に伴う調整池の設置については、6 ページ目の骨子 1、それから 8 ページ目の解説の 7 において、意見 45 に対応しまして、「下流域において当該開発による浸水被害の発生のおそれがないように、開発地から下流域に流出する雨水量を抑制する」という調整池に求める流出抑制の内容を記載しております。

これについては、意見 45 で、被害が生じないような規模という表現があったり、説明の中で流出増を防ぐというような表現をしたりということで、調整池に求める内容がわかりにくいという御指摘もございまして追記しております。

それから、続きまして、骨子の 3 番、6 ページ目の上のほうにありますけれども、骨子の 3 番で、意見 43 で、文章がわかりにくくて何を求めるのかがわからないという御指摘もございまして、開発許可権者に求める情報提供の内容というのを少しわかりやすく書き足しております。

続きまして、資料 2 - 2 の 9 から 10 でございます。

方策 4、調整池の保全につきましては、10 ページ目の解説の 2 に、アンダーラインのところですけども、「保全にあたっては、流出抑制機能を発揮するための堤体、貯水池の維持管理は勿論、それらの安全確保、良好な環境確保等を行う必要があります。」という、環境や安全に対する留意事項を追記しております。

これにつきましては、ここではなかったんですが、次の 8 - 2 のところで、意見

54として貯水施設の維持管理の留意点について御指摘がありまして、貯水施設のほうについては、もともと利水目的で管理されているので修正していないんですけれども、こちらの8-1の流出抑制目的で設置するような施設については、こういう配慮事項が必要だということで、事務局として修正しております。

続きまして資料2-2の11ページから12ページの方策5、流出増を伴う土地利用変更の抑制、13ページから14ページ目、方策6、土地の遊水機能の維持、15ページから16ページ、方策7、出水時における河川へのポンプ排水の抑制、17から18の方策8-1、雨水貯留浸透設備の設置、維持については、文言修正のみでございます。

続きまして、19ページから20ページで、方策8-2、貯水施設による雨水貯留容量の確保についてということで、ここはいろいろ修正しております。

まず、19ページ目の一番下、印で「貯留」は流出を抑制する目的で雨水を貯めること、「貯水」は雨水を利用する目的で貯めること」という説明を追記しております。

これにつきましては、8-1と8-2が、8-1のほうは貯留設備、それから8-2のほうは貯留施設という言葉、ちょっとややこしい言葉を使っておりまして、この定義が明確になっていないので、説明を加えた上で8-2のほうの内容も若干修正しております。

ここに書いてますように、流出抑制を目的にしているのが貯留で、貯めて使うことを目的にしているのを貯水という言葉にしております。

この使い分けに従いますと、8-2のほうの方策は雨水利用を目的としてためる施設を対象としておるのですが、前回お示した案でいきますと、骨子1や解説1で、雨水貯留施設も対象とするような記述になっておりました。

そういうことでこのあたりがややこしいのでたくさんの意見をいただいておりますので、意見53に対応しまして修正しております。

それに関連しまして、意見 4 9 や 5 5 でいただいております「特に、雨水利用に活用できる貯留施設については、雨水利用機能、雨水貯留機能両面からの普及啓発に努めます。」という言葉については、やはりこの辺が原因でおかしいんじゃないかという御指摘をいただいております、これについては、もう既に 8 - 1 の雨水貯留浸透設備の設置、維持のところで記載済みであるため、削除しております。

続きまして、資料 2 - 2 の 2 0 ページでございます。方策 9、森林整備による保水力の維持、向上については、文言修正のみなんですけれども、意見 5 6 でいただいております向上ではなく、回復ではないのかということについては、意見の対応のほうにも書かせていただいておりますけれども、森林に関する施策というのは、現状の維持あるいは現状からの向上ということを目的として行っているものであるため、言葉の使い方としては原案のままとさせていただきます。

続きまして、資料 2 - 2 の 2 1 から 2 2、方策 1 0、浸水想定区域及び浸水の深さの周知、資料 2 - 2 の 2 3 ページから 2 4 ページ、方策 1 1、浸水被害の発生に係る情報の伝達、資料 2 - 2、2 5 ページ、方策 1 2、浸水被害の軽減に関する知識の普及啓発については、文言修正のみです。

続きまして、資料 2 - 2、2 6 ページ、方策 1 3、水防体制等の強化、防災訓練の実施につきましては、意見 6 2 で避難のことが抜けているんじゃないかという御意見がございまして、骨子の 1、目的、解説 2 のところで、体制の整備や訓練、こういうものが避難を目的としているというようなことで、補強をする記載をしております。

続きまして、資料 2 - 2、2 7 から 2 8 ページ、方策 1 4、施設の浸水被害軽減のための耐水化、2 9 ページから 3 0 ページ、方策 1 5、二線堤、輪中堤等の整備、維持、3 1 ページから 3 2 ページ、方策 1 6、浸水被害を増大させる土地利用変更の抑制、3 3 ページ、方策 1 7、浸水被害からの早期復旧の備えについて

は、文言修正でございます。

その他、微妙な言葉の使い分けがわかりにくい点などがあって、全体を見直して修正している点がございまして、資料3のほうをご覧いただきたいんですけども、3ページ目でございます。一番下のほうの意見65、66でいただいております。先ほど、人的被害とかのところと関連しているんですけども、この骨子案の中には、「防止」とか「防ぐ」とか、そういう表現等が使われているわけですけども、そのあたりについて少し整理をして全体を見直しております。

まず、「甚大な被害」とか「人命にかかわるような被害」など、ある一定の外力に対して、何としてでも避けなければならないというふうに考えられるようなことについては「防止」という言葉を使っております。

それから、上限が設定できないような外力を対象として、少しでも被害をなくすというようなニュアンスが入るような場合には「軽減」というような言葉、はっきりとは「防止」とか「軽減」とかという言葉でなくても、ニュアンスとしてはそういうことで言葉を使い分けしております。

それから、意見の67でいただきました、「～してもらおう」という表現は、なじまないのではという御意見をいただいております。これについては、「～に努めるよう求めます。」ということで、県が求めているんだというような表現に見直しをさせていただきました。

以上で、骨子案の修正に係る説明を終わらせていただきます。

道奥部会長        どうもありがとうございました。非常にたくさんの修正作業をいただきました。お気づきの点から、どこからでも結構でございますので、御意見を願いたいします。

角松委員        最後の点で出た「もらいます」のところですけども、若干気づいたところでは、資料2-2の9ページ、調整池の保全のところの4-1のところ「保全に努めてもらいます。」。それから3項で「努めてもらいます。」が残

っているかと思えます。その前にも6ページの第1項「努めてもらいます。」。それから、これは修正すべきなのかよくわかりませんが、目的のところの(1)が「設置してもらおう」となっています。

それから、8ページの解説のところの(4)が「努めてもらいます。」となっていますので、この点は御検討いただければと思います。

関連してよろしいでしょうか。

道奥部会長 はい、どうぞ、引き続き、どうぞ。

角松委員 同じところで、用語的な面ですけれども、6ページのところの、目的の(2)のところ、「開発行為」という言葉がありますが、前の調整地のところで、開発を定義するというふうにされているかと思えます。開発行為という言葉を使うと、都市計画法や森林法の開発行為とちょっと連動してとらえられかねないので、ここは、多分「開発」で統一したほうがよろしいのではないかなというふうに思えます。

関連の用語ですが、9ページのところ「調整池の保全」という言葉がありますが、「保全」という言葉に定義が必要かどうかということをお検討いただければと思います。わかるようにも思うし、ちょっとわからないかもしれないので、その点は御検討いただければと思います。以上です。

道奥部会長 3点の主に用語の修正がございました。1点目の「～してもらおう」、どうしても、残さざるを得ないところはしょうがないと思いますけれども、可能な限り修正をお願いします。

第2点目の「開発」、これは恐らく御指摘のとおりかと思えますので、修正をお願いします。

それから、「保全」につきましても、定義が必要ではないかということですが、今、お答えいただくようなことはございますか。そういうふうに修正いただくということによろしいですか。

八木下総合治水課副課長          そうですね、修正の方向で検討します。

道奥部会長          そのほか、いかがでしょうか。

安田委員          前回、企画部会に出ておりませんので、それからあとの意見も申し上げる今の段階では申し上げるのは非常に心苦しいんですが、お許しいただきたい。

資料 2 - 2 の 9 ページのところの調整池の保全是今の表現とは別に、1 と 4 というのはどう違うんですか。

八木下総合治水課副課長          骨子の箱囲みの中の 1 と 4 でございますか。

安田委員          そうです、はい。

八木下総合治水課副課長          1 につきましては、条例制定前に既に行政指導で設置していただいております調整池については、保全に努めてもらいますということで、これ努力義務として努めていただくということを書いております。

それから、4 番については、そういう調整池の中でも、特に総合治水推進計画において保全するものとされたときには、同計画に基づきこれを保全しなければなりませんということで、どういう決め方をするかというのは今後の検討にはなるんですけども、既に設置されている調整池について、計画の中でこれは保全を必ずしていきましようというふうに定めたものについては、所有者に対して保全の義務が発生するという構図でございます。

安田委員          これ、1 と 4 をこれだけ離して書くともものすごくわかりにくいんじゃないかと思うんですね。1 の中に書いちゃったらいいい。特にそのうちの治水計画に位置づけられたものはしなければなりませんというふうに書かないと、これは一般の方が読まれたら、今の御説明というようにはいかない、これは 1 の中に含めちゃって、要するに制定前のやつはこうなんだと、それから制定後の。そういう意味でいくと、2 の制定後で義務化されて、総合治水推進計画に位置づけられたものということなんでしょう。そういうことで、2 番についても、保全する



よう努めてもらいますということなんだと思うので。ここをちょっと整理されたほうが。

それと、そのときに、前に申し上げたと思うんですけども、1ヘクタール未満の開発に伴い設置された調整池というのは、もう把握されているんですか。条例前のものは。

八木下総合治水課副課長        これについては、県では指導していませんので、把握できていません。

安田委員        ですよ、そういうことをここへ書いて、例えば、市街化区域の中で、こういうケースが一番想定されるのは、マンションの場合ですよ。マンションの場合ですと、ずっとディベロッパーがやっているとは限らないんで、管理組合に移っちゃってると、管理組合のほうがこういう認識をもってマンション管理をやっているとは到底思えないんで、あるいは、特にそれで設置していて、あと河川改修がされて、必要なくなったものについては、もう自分ところの所有物だと、もう埋めてしまえという議論も、例えば、事故なんかが起こると、そういうことだって起こり得るわけで、それもまんざらどちらのほうが大事なのかといわれると、子供がうっかり入っちゃってねとかいうことだったら、組合としては非常に迷う部分だなという気がするんですがね。

八木下総合治水課副課長        その点については、これから我々も法制上、条例としてどういう書き方ができるのかというのは、詰めた検討をしないといけない段階に来ているんですけども、我々の気持ちとしては、これを書いているというのは、要は。

安田委員        気持ちはよくわかるんです。

八木下総合治水課副課長        その課題があるところを何とかしたいということ。御指摘いただいたようなことは、今後きちっと詰めていって結論を出さないといけないことだと思っております。

安田委員       もう1点よろしいですか。もう1点は、簡単なことなのですが、同じ資料の11ページと31ページですね、このところが、表現が、11ページのほうは、囲みの中、「国土利用計画法や土地計画法等の個別規制法に」と書いてある、これは文章そのまま読むと、この場合の「や」はアンドに読めるんですが、国土利用計画法は個別規制法ではないと思うので、現状のところの御説明の文章は、同法に基づく個別法の位置づけとして書いてあるのに、ここでの表現は。同じ表現が、実は31ページ、この場合は「、」でいってね。これだったら、全然抵抗はない、ないんだけど。11ページの表現だと、現状の御説明と矛盾していると。

八木下総合治水課副課長       ありがとうございます。御指摘のとおり、かなりぶれている表現になっていますので、見直しさせていただきます。

道奥部会長       これは、3点目は今、御指摘のように、例えば「や」を点に変えるとか、簡単な修正になろうかと思っております。

八木下総合治水課副課長       ちょっと解説文もひっくるめて表現を確認していきたいと思っております。

安田委員       それから、もう一つは、この資料の1ページのところに、整備と維持の問題で、河川法は整備を含むんだけど、ここでは違うんだという、これ、いかにも説明としてはわかりにくいんで、もし維持ということを強調したいんなら、建設・維持による整備というふうなところを最初に書いて、整備の中に建設と維持ということが両方入っているんだということを、河川法はどう書いてあるのかは知らないですよ。整備の中に含まれる文言の書き方が、それにあわせて書かれるほうが、この場合は違うんですといっても、同じ水の問題を扱っているときに概念が違って使われていると非常に重要なキーワードが違っていただな、これもいかにもわかりにくいのではないかなと。これは単なる意見ですから。

それから、もう一つは、先ほどの「もらいます」と「求めます」の問題ですけれ

ど、この場合に、この回の一番初めにもあったと思うんですけども、本会の総合治水の概念というのは、協働と参画といいますか、そのことを非常に強調されたものであるということのようにお聞きしたと思うんですが、そのことこのときのこの精神が2 - 1のところにも、どこかにきちっと謳われておるべきではないかと。そういうことをバックグラウンドにして求めるということは、ややちょっとそれにはなじまないというふうに思われるならですけど、そのときに求めますというの、いささか協働と参画の概念とはちょっと矛盾する言葉だと。ともにやりますというようなことを表現されるなら、協働して進めますとか、何かそういう表現になるのが、当初の条例をおつくりになる考え方からいくといいのではないかなと、これも印象でございます。

道奥部会長        どうでしょうかね、今日中にどう修正するかということ、この場でお示しいただいたほうがいいですね、おおよそでも。ですから、会議の時間中に今のことに対する修正の方向案を。

安田委員        この場になって申しわけない。

道奥部会長        いいえ、きょうで一応、最後を予定しておりますので、また引き続きというわけにもいきませんので。

安田委員        部会長に一任します。

道奥部会長        特に、簡単なものは片づけていきましょうか。

今の協働と参画を反映したような語尾、これについては、全部それで統一できるとは限らないように私は思うんですね。どうしても求める、つまり、一人称があつて、目的、その相手がおるといような関係のところがあるところが「求めます」になっていると思うんです。そうじゃなくて、一緒にやりましょうという、まさに完全に5対5のそういう関係のやつがあるかどうかなんですけれども、あるんです。たくさんあると思いますけれども、今、「求めます」とか「もらいます」、「もらいます」を「求めます」にやったところは、ほとんどそうではない

ような箇所ではないかと思しますので、いま一度確認いただいて、参画と協働表現になじみそうなところを、今は無理ですか。

角松委員　　今の点は多分、今、部会長がおっしゃったように、今回、「もらいます」を「求めます」に修正したほとんどは、もともと努力義務が課されているものを「もらいます」というやわらか目に表現していたのを、もう少し、それでは逆にはっきりしないんじゃないかということで修正したのがほとんどかなと思います。ただ、例外的に参画と協働の趣旨のものも、何か今あわせて修正したということはないとは言えないので、そこはそういう趣旨、もし参画と協働の理念のものがあつたら、元に戻すということぐらいを、今ここで合意で、あとで精査していただくという、部会長一任ということでは、いかがでございましょうか。

道奥部会長　　そうですね、この会議中に全部網羅できそうにないので、いま一度チェックいただいて表現の問題ですので、内容が大きく変わる話ではないと思いますので、私のほうに一任いただいて事務局と調整させていただくことにしたいと思います。

それから、維持と整備の問題、これについては、前回、かなり議論をしまして、私的には、この表現でかなり整理されたのかなと思っているんですが、1ページ目の一番下の、これ角松先生のほうからいただいた御意見に基づいて整理いただいたんですけれども、いかがでしょうか、こういう書き方であれば、条例化したときに問題が出そうか出そうでないか。

角松委員　　恐らく、前回の理解では、条例のときには、多分河川法の用語に戻すのではないかということなので、ただ、意見段階では、むしろ、これを見たときに権限のわかりやすいよう優先して2つを書きかえようという御判断をされたと理解していますので、この注記をつけていれば、最低限変わったときに、ああ河川法で合わせたんだなと理解してもらえるとということで、私はいいのではないかなと思うんですが。

道奥部会長       そうですね、安田先生の整備の中に建設の部分と維持の部分があるという御意見なんですけれど、やはり、建設はもちろん、かなりとんかちの部分ですね、これはあるんですけれど、建設だけでも逆にくくれない部分もありますので、なかなか代替案が出ませんので、一応。

安田委員       これが最終的な条例案になったときに、こうなったのは、運用する人が混乱するだろうと、今の角松先生の御発言でよくわかりました。

道奥部会長       多分、整備引く維持の部分がどういう言葉なのか、それをあらわす一言単語がございませんので、とりあえずこの原案にさせていただきたいと思えます。

それから、9ページに戻りまして、先ほど御意見いただきましたですね。確かに御指摘のように、ビフォー・アフターがこういうふうに分かるとわかりにくい表現ですので、サジェスチョンいただきましたように1と4を一緒にするか、同じ条項の中に入れて2つ記載するか、あるいは1、その次4に書いてある内容の順番で書いていただくということで、これも恐らくマイナーチェンジで済むのではないかと思いますので、ここでお認めいただくことにさせていただきたいと思えます。

それから、ささいな話ですが、条項の骨子の3の1「ヘクタール」、ここだけ片仮名になっておりますが、細かいことですが、どちらかいいほうに統一いただければと思えます。

そのほかいかがでしょうか。

はい、お願いします。

角松委員       今の9ページの点なんですけれども、今の順番の問題と並んで、現4項の「保全の義務が課されていない調整池であっても」というのは、かえってあることでわかりにくくなるんじゃないかなと、これを消して、「特に保全が必要とするものは」という、安田先生の御提案を入れて1のほうにまとめたほうが、

よりわかりやすいのかなというふうに思いました。

それと関連してなんですが、5のところの勧告・公表の対象ですけれど、現状だと条例制定後しか適用されないんで、恐らくこれ、条例制定前で今の計画に位置づけられて、義務化されたものに対しても適用したほうが筋が通るんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

道奥部会長           それについては、お答えいただきましょうか。

脇舛総合治水課副課長           総合治水課の脇舛です。

勧告と公表につきましては、今回、条例によって設置の義務づけをする、また保全の義務づけをする、このことを実効性を確保するために勧告・公表という制度を取り入れようとしております。

現在、あるいは既に設置を済ませております調整池につきましても、もともと設置、公的な義務としてはない形で設置がなされておりました、これについての義務づけというのを、法的にかなり厳しい形で義務づけをするというのは非常に難しいのではないかなと。ただ、計画に基づいて、ぜひこれはやるべきだということについては、やっていただきたいと、そういうことで、これにつきましては、調整池の保全のことでもありますが、ほかにも雨水貯留浸透施設の設置でありますとか、そのほかの耐水化の対応でありますとか、そういったことも同様の考え方をございまして、もともとは努力義務程度のところではありますけれども、特に計画に基づいて合意がなされたものについては実効性を確保していこうと、調整池については義務を課していこうということでもありますので、そこは計画に基づいてやっていただくというところで実効性を確保したいということ、特にこれに関しては、勧告・公表というところまで踏み込まない考え方をとろうと思っております。

角松委員           わかりました。意図的な、書き分けられたということであれば意図は。

道奥部会長            よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

酒井委員            貯留と貯水ですけれど、19ページの 印で書かれている使い分けが一般的なものなのかどうか、あるいは、当然のことながら、両方意識して設置されている方もいらっしゃるし、事業所もあるかと思うんですけれども、両方の目的も、お互い、どういうふうならいいのかということと、それから、文言として、例えば、18ページの解説の(3)ですが、この辺も貯留、それぞれの目的を持った方がいると、例えば、「逆に雨水の利用目的で設置した貯留設備」とここには書いてあるんで、その辺は、もし、19ページのこれに従うのであれば、きっちり使い分けていただきたいと思います。

それから、例えば、各戸貯留の絵がありますよね、これも書くのであれば、多少は流出抑制の意図も考えられているでしょうけれども、多くの方は、各戸貯留は、貯水だと思います。この辺の整理。簡単かどうかちょっとわからないんですが、必要かなと思ひまして。

道奥部会長            そうですね、はい。

酒井委員            どのように整理されるのがいいのか、私の意見としては、両方の意図を持った方が多いんじゃないかと思って、余り分けなくていいのではないかという、意見を持っていたんですけれど、こういうふうに仕切られたので、やや矛盾が残っているところがあるかなというふうに思ひます。

道奥部会長            それに関連しまして、用語につきましては、多分自治体ごととか場所ごとによって貯留、貯水、それからもう一つ、調整という言葉がございますが、これが違うんですよね。ほとんど機能的に、物理的な機能は同じなんですけれど、その定義を今回、貯留と貯水については、兵庫県ではこういう定義をしますという明記をいただいたんですが、もう一つ、調整という言葉も入れますと、若干まだ混乱が残っているのかなというふうに思ひまして。

10ページの河川のところで、これは調整池についてずっと書かれているんです

けれども、河川のところだけ「貯水池」という言葉が、「堤体」に対して、「堤体」という言葉が出たので「貯水池」という言葉が出たんだと思うんですけども、ここでは前後どこを見ても「貯水池」というのが出てこないんですね。これは「調整池」のことを言われているんでしょうね。「堤体」というのは、「調整池」をせきとめる「堤体」のことでしょうか。前後に「貯水池」というのが出てこないのです。

「貯水池」という言葉を使うときは、我々は一般的にはダムの貯水池をイメージしますね。「調整池」とか「貯留池」というのは、それよりも小さいものをイメージしていると思いますね。

どうでしょうか。

八木下総合治水課副課長            まず、順番に説明させていただきますと、「貯留」と「貯水」の使い分けですね。これは多分、一般的には余り明確に使い分けされていない言葉だと思っています。

それで、我々としては、これを8 - 1と8 - 2というのは、やはり、主目的がどちらなのかということで、方策を分けて書いていますので、そこは何らか使い分けをする必要があるということで、言葉のイメージとして、我々なりに「貯留」と「貯水」ということで定義をさせていただいております。これもオール兵庫県の見解かということ、そこまでもいっていません。要は、この骨子をつくる上での使い分けという程度でございます。ですから、一般的な使い分けかということ、全くそうではないということになっております。

それから、両方の目的、雨水貯留を一時的に洪水調節のようなイメージでやっているものと、それから、それを貯めて使うというものが、両方の目的を持っている施設というのもあるんだと思っておるんですが、この条例を考えていく上で、まず最初に出てきたのは、雨水を流出抑制のために貯めていただくという8 - 1の方策です。



ただ、この企画部会の中でもいろいろ御意見もいただいたように、それだけでやってくださいということで総合治水を進めようとするとなかなか協力が得られない。ということで、既に貯水を目的にやっているような施設というのも活用して、そういう目的に使っていただけるのではないかとということで、8 - 2というこの区分をしております。

それで、両方の目的を持っているものを、どう取り扱うのかというような、非常に悩ましい問題なんですけれど、一応この方策の上では、主目的がどちらなのかということで、8 - 1、8 - 2という分類をさせていただいております。

その上で、確かに御指摘のように、各戸貯留は8 - 1のほうに入っていますけれど、これは我々の気持ちとして流出抑制で各戸貯留を少しでもやってほしいという気持ちでこっちに入っていますけれど、現実としては各戸貯留の目的というのはほとんどが利水だと思しますので、確かに御指摘のようにここに入っているのは違和感があるのかもしれない。ここは検討させていただきたいと思えます。

それから、今の貯水と貯留と、それから調整とか、河川のほうの用語に調節とかという言葉があるんですけれども、このあたりもなかなか明確な定義づけというのはございません。イメージとしては、調整という言葉は調整池というところで使っていますけれども、ある一定の抑制効果量を目標として流出量をダウンさせるような機能を持っているということで、調整という言葉、調整池というものについては、そういう言葉を使っています。

それで、貯水というのは、イメージ的には、下流に幾ら効かすとかということでなくて、その地点でどうするかということだけを考えているようなもののイメージです。

それから、もう一つ、調節という言葉については、これもある程度の使い分けはされているんですけれど、調節と調整という似たような言葉があるんですけれど、河川管理者が行うようなものについては割と調節という言葉を使っています。河

川管理者以外の者が行う流出抑制なんかについては調整という言葉、これはある程度一般的には使い分けをされているような言葉になります。非常にいろんな言葉があってややこしくなっています。

それから、10ページのところのアンダーラインの引いてあるところの「堤体」と「貯水池」という言葉ですけれど、これについては、その辺の概念とは全く違う概念で言葉を使っております。要は安全を確保していただくという意味で、調整池を構成するものとして、まず堤体があって、水の貯まるところが貯水池という構造になっていますので、その法面の安全確保だとか環境の維持とか、そういうイメージで、堤体そのものと、それから貯水池という言葉で表現させていただいておりますので、先ほどの貯留とか貯水とかという概念とは違う意味で使っています。

ほかに適切な表現があれば、ややこしくない言葉も検討したいと思いますが、今の時点で浮かんでいませんので、回答としてはそういう見解だということです。

道奥部会長           調整池を構成する構造として堤体と貯水池に分けられたということですね。

八木下総合治水課副課長           そうです。

道奥部会長           それ、何か余計にわからなくなってくるので、調整池にまとめられたらどうでしょうか。

八木下総合治水課副課長           はい。

道奥部会長           それで、先ほど酒井委員から御指摘があった各戸貯留という言葉は、何か時代の推移とともに意味がだんだん変わってきたように、私は個人的に思うんですけれど、当初、総合治水というのが言われ出したころから各戸貯留というのはありまして、そのころは流出抑制的な意味合いで使われていたと思います。

ただ、その後、水循環とか天水おけとか、そういう概念が出てきて、各戸貯留は、

むしろ、今で言う貯留ですね、利用のほうという機能が出てきたのかなと、私も総合治水というか河川工学みたいなものを勉強しながら、学生時代からそういうふうに変ってきたんじゃないかなというふうに思うんですけど、これはむしろ井上先生に聞いたほうがいいのかわかりませんが、どこかで用語定義が要りますね、もう、こうなったら、交通整理するために。用語定義で、片づけてもらいましょうか。あんまりあちこちいじくり回し出すと收拾がつかなくなりそうですね。

井上委員       よくあるように、用語集というのが最後に載っているのがありますよね、ああいうようなものを作られるんですか。

道奥部会長       用語集は、今の時点では、まだつくられていませんけれど、どうされますか。用語集とまでいかなくて、議論の中で混乱した用語について、どこかに脚注をつけていただくというような形でしょうか。

八木下総合治水課副課長       今、この骨子については、それほどたくさんなかったもので、それぞれの出てくるところに、ちょこちょこ今継ぎはぎで注釈を入れているような形になっているんですけども、そのあたり定義がややこしいものについては、書き出したほうがいいのかもかもしれませんね。その辺はちょっと考えてみたいと思います。

道奥部会長       時間もございますので、そのあたりそういう対応をさせていただくとして、そのほか御意見ございませんか。

はい、田中丸委員。

田中丸委員       総則編のほうで、7ページの「河川整備基本方針・河川整備計画の関係」という、今回大きな量を追加された箇所についてですけども、まず、(6)の全体は、文末表現が、その上の「です」「ます」表現とは違って「である」表現に全部なっていますので、それをまず、統一してくださいということです。

それから、細かい文言なんですけれども、(6)の本文で言うと5行目ですね、「を策定することとされているため、この計画を総合治水推進計画の河川対策とする。」という部分の「この計画」の部分ですが、何々計画という言葉がたくさん出てくるので、むしろ「河川計画」とはっきり書かれたほうが、文脈がわかりやすいということですね。

道奥部会長           はい。

田中丸委員           それと、その下の段落で「この際、」からのところなんですけれども、括弧書きが2つあって、後半のほうなんですけれども、「一定の降雨に対しては河川対策量で対応し、流域対策による効果量に相当する大きな降雨に対応できるようにする方法」という書き方があるんですが、流域対策による効果量イコール大きな降雨というわけではないので、例えば、流域対策による効果量を上乘せすることで、より大きな降雨に対応できるようにするといったような表現をお考えいただいたらどうかなと思っています。とりあえず以上です。

道奥部会長           はい、どうもありがとうございました。

今はもう、文章の修正案までいただきましたので、これでよろしいかと思えます。

そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

酒井委員           そこのところで、細かいことなんですけれど、図の中の右側のほうには、「量」が括弧に入っているんですけど、これは何か意図があたりなんですか。

八木下総合治水課副課長           これについては、左側の河川計画に盛り込むときには、これはきちっとした量を示す必要がございます。右のほうでプラスアルファで見込む場合には、必ずしも計画に対応した量をきちっと示す必要がないので、その意味で括弧をつけておるんですが、なかなか意図は伝わりづらいところかと思えます。

道奥部会長           点線でも、そういうニュアンスをお伝えいただいているように思

います。最悪ゼロの場合もあるということですよね。

八木下総合治水課副課長       そうですね、河川計画で対応すると、河川に対する効果が出ないという場合もある、そういう計画もあるということです。

道奥部会長       そのほか、いかがでしょうか。

角松委員       今の（６）のところで、最初の段落なんですけれども、「一定の降雨に対して流域対策による効果量が増加すると河川対策の対象量が減少するという関係にある。」と書いてあるんですが、下図の右側の方針をとった場合は、結果的には減少しないということになるのかなと思ったので、誤解していなければということですが。

八木下総合治水課副課長       ここは非常に表現が難しくて、ぎりぎりまで文章を練っていたんですが、要は「一定の降雨」という言葉を書いているんですけれど、これは概念的には、例えば30分の1とか、そういう降雨量というのを何か尺度を一つ設けないとこの話語れないので、一つ設けています。それに対して、河川計画と流域対策をあわせて考えるという場合が左の場合で、その場合は中で分担することになります。

一定の降雨について、流域対策のことを考えずに、河川対策で通常やられているような形ですね、流域対策がどこまでできるかという計画は今ほとんどありませんので、流域対策というのは効果の発揮しないものとしての河川計画を策定した上でプラスアルファですと、そのプラスアルファ分の流域対策分というのは、もしかすると一定の降雨に対しては左のような効果をあらわすかもしれないですけども、計画上はその外にいてという意味です。

角松委員       わかりました。私の間違いでした。

井上委員       同じところなんですけれども、7ページのところでは、結局、総合治水推進計画というのは、河川対策プラス流域対策ということになってるということですね。そういう理解でよろしいんですか。

八木下総合治水課副課長          総合治水推進計画については、解説の2、要は総合治水そのものに、今、河川下水道対策、それから流域対策と減災対策、この3つの柱で構成されているということになっていますので、推進計画には河川対策と流域対策だけではなくて、やはり3つの柱に係る方策すべてを書き込むことになると考えています。

(6)で説明しているのは、河川計画と総合治水推進計画の話なので、そこから抜き出して、河川対策と流域対策の話で書かせていただいております。

井上委員          それで、河川計画というのは、この前に整備計画、基本方針はともかく、整備計画をもって河川計画ということになっているわけですね。これはかなり、その計画、降雨までは災害を防止しようという目的でつくられるはずですよ。ところが、総合治水のほうは、先ほどから出ていますように、防止ではなくて緩和とか軽減とか、そういうことが目的になっていますよね。目的の硬さが違うことを考慮しなくてもよいかということなんですけどね。

八木下総合治水課副課長          その点については、流域対策の中には、確実性の高いものと、確実性の低いもの、それは効果があるかないかという意味ではなくて、その効果を発揮するという想定が本当に効果を発揮するかどうかという確実性ですよ。

例えば、調整池とか貯留施設であれば、それは適切に維持管理していれば、きっちと効果量を発揮するわけですけど、例えば、水田貯留だとかというものについては、実際に角落としを使用するとかしないとかということが実施される担保というのが、かなり低いのだと思いますので、そういう実施の確実性の度合いがいろんな方策がございます。

一つ例を言いますと、既に兵庫県では、武庫川水系河川整備計画では戦後最大という降雨量を対象にして、流域対策を実施するという前提のもとに、河川の対策量を決めているという河川整備計画の立て方をしているものがございます。

これについては、何でもかんでも流域対策にほうり込んでいるのではなくて、今言われた総合治水のメニューである河川対策以外の流域対策という効果をどれぐらい発揮するのかという、河川とはかなり通常は確実性の違うもののうち、河川と同等に確実性が見込まれるものを流域対策として計画に盛り込んで、左の図のような形で河川整備計画を立てておるといふ事例があります。

ですから、そういう点で言うと、すべての河川についてそういうことが適用できるのかという、これは今後の検討課題だと思っているんですけど、確実性が担保されるかどうか、要は8ページ目の留意事項の2つ目の「・」ですね、このところが、7ページ目の左側のような形での流域対策と河川対策の関係にできるかどうかというのは、この2つ目の「・」のところが大きくかかわってくるかとだと思っています。

井上委員 県の河川審議会のほうで出ていましたけれども、結局、河川管理者が、本来の責務を、適当な言葉かわからない、要するに逃げ道みたいなものに、あるいは抜け穴のようになっては具合悪いのではないかという懸念が出てたと思うんですけども、その辺のことがちょっと気になるもんですから。

八木下総合治水課副課長 それについては、当然、もし流域対策量を河川計画に見込んで、流域対策がなされるものとして河川計画が立てられたとすれば、それはやはり流域対策のほうの実施の担保というのをしていかないと、計画そのものが成り立ちませんので、そのための施策というんですか、そういうものが必要になってくるので、多分流域対策を位置づけたからといって逃げ道になるとは我々全然思っていないんですけども。

道奥部会長 はい。ということは、審議会で出た意見につきましては、私も、ちょっと気になってはおるところでございますが、そういう疑義が生じないような審議会の答申にしたいと思います。

安田委員 時間のないときに恐縮なんですけど、今のところの8 / 8のページで

4つ「・」が書いてあるんですが、「現在、河川計画策定済みの河川は県下97水系のうち約1/3程度である。」と、これを考慮して何とかいうのは、先ほどの議論を誘発するような書き方なんで、これはもっと前のところの現況であるとか、そういうところにきちっと書いたらいいということで、これを留意してということでは、今、井上先生おっしゃられたような懸念を増長しないかということが一つと。

それから、一番下の「・」というのは、先ほどのあれでいくと、2つの方法がある最も大きな理由なわけでしょう、一番最後の「・」というのは。「流域の面積、地形、土地利用等の状況により、河川対策に対して発揮できる流域対策の効果の割合には差がある。」ということが、この2つの方法があるということの最大の理由じゃないですか。素人なんでわからないけれど、そうであるとするならば、その上の本文の中にそれを入れて、割合に差があるので2つの方法からというふうにつなげるのがあって、この上の2つが、留意してしなきゃいけないポイントなんだろうというふうに思いますが。

道奥部会長            いかがでしょうか。

八木下総合治水課副課長            流域によって効果が違うという話というのは、大きな話ではあると思うんですが、ただ、それについては、じゃあ、いろんな流域でも、どこまで流域対策をやるのかという、そのことにもかかわってきます。

それと、我々河川管理者という立場だからそうなのかもしれないですけど、やはり、計画として見込めるような流域対策を、どこまでカチツとしたものを立てれるかというのは、非常に大きな問題だと思っております、それらはどちらがどうなんだという、どちらも大きな要素であるというふうに思っております、留意事項としては、横並びになるんじゃないかということで、外へ出しております。

安田委員            少なくとも現在の整備状況を、同列に書くのはちょっと何かおかし



いのではないか。

八木下総合治水課副課長      これについては、ここに書いているのは、言葉足らずなのかもしれないですけど、今既に3分の1の整備計画ができていまして、これについてはほとんどが、先ほどの図で言うと左側にはなっていないくて右側のやり方になっています。流域対策の計画というのが、今も既にあるものがないので、ごさいませので、流域対策というのは見込まずに河川計画を立てていると。それで、あと残り3分の2については、これからつくっていくということになりますので、それでは時間がかかるんだろうなということで書いているんですけど、確かに言われるとおり、これが逃げ道だというふうに見えるのかもしれないので。その辺考えていきたいと思います。

道奥部会長      これ、なくても別に支障ないような気がしますね。そのあたり御検討お願いします。

実は、この骨子案に対しての議論はもうちょっと短くするつもりだったんですが、殊のほかいろいろ御意見が出まして、ただ、今のところ私の理解では、文章表現の訂正等で済みそうですので、用語定義の問題、これは大きなものとして、それと、協働・参画の精神をどこにちりばめる、ちりばめる部分があるかどうかの再チェック、これが若干の作業があるかもわかりませんが、あとは私のほうと事務局のほうで、いただいた御意見が反映されているかどうかというチェックで済みそうですので、一応、これで骨子案に対しては、議論が終わったという理解をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

角松委員      先ほどの河川管理者の責任等で、批判を受けかねないというふうな点ですが、一つ考えられることとして、8 / 8のところの実効性のある総合治水推進計画のところ、例えば、県民、事業者等との協働のもとにというふうなことを入れることによって、そういうことじゃなくて、みんなで考えてつくっていくんだよということである程度理念を打ち出せるんじゃないかなと思いました。

道奥部会長            どうもありがとうございました。修正の一つのサジェスチョンを  
いただいたと思います。どうもありがとうございます。

それでは、これで議論を終わりにして、本日のメインイベントであります審議会の  
ほうへの報告でございます。この案につきまして、議論を進めていきたいと思  
いますので、これは事務局からですかね。

はい、お願いします。

脇舛総合治水課副課長            総合治水課の脇舛と申します。それでは、ちょっと座  
って説明させていただきます。

資料４ - １、４ - ２をお願いします。

その中の資料４ - １を使って説明をさせていただきます。

表紙、目次とございまして、３ページ目に１、「はじめに」とございます。

ここでは、兵庫県河川審議会は、平成２３年３月に総合治水の推進についての諮  
問を受けまして、審議会及びそのもとに設けた企画部会にて審議を重ねたこと、  
具体には、総合治水の推進を目的として、制定を目指しております条例の骨子に  
ついて、技術的、専門的見地から検討を進めてきたということでございます。

そして、審議経過といたしまして、第１回では、総合治水の背景、条例の必要性、  
盛り込むべき内容の現状の課題等が示されまして、これらについて共通認識を得  
て方向性を確認いたしました。

第２回では、前回の内容及びこの日、県から示された条例の骨子案を踏まえまし  
て、審議内容を中間報告として取りまとめ、審議会に報告をいたしました。

審議会ではこの中間報告をもとに中間答申として取りまとめ、報告をしておいま  
す。

その後、県では条例の骨子案に関するパブリック・コメント、市町に意見照会を  
実施いたしまして第３回企画部会において、これらの意見を踏まえた修正骨子案  
を示されたところであります。

今回第4回では、これまでの審議内容を踏まえ、修正骨子案について御審議いただきまして、最終報告として取りまとめるものであります。という記載となっております。

次に4ページでございます。

2、治水行政を取り巻く情勢と課題についてです。

まず、地形、地質、気象、土地利用の状況等が異なる広い県土を持つ兵庫県には、総延長で全国5位となる97水系、684本もの河川が存在しており、これらの流況や流域の特性は多様であります。

とりわけ、県下の河川で見ますと主要な8水系だけで県下の河川の流域面積約8割を占める一方で、その流域内に居住する人口は3割程度にすぎず、県民の多くがその他中小河川の流域内に居住しているという特徴がございます。

このことから、全県全域的に治水安全度を底上げするためには、主要河川の改修のみならず、その他中小河川における治水対策の重要性が強く認識されるというところであります。

しかし、主要な河川の改修は順次進められるものの、対象延長が長いため、改修事業には長年月を要するのが実情であります。

一方、人口、資産が集積する既成市街地を流れる中小河川において、網羅的に河道拡幅等の堤内地に影響を及ぼす河川改修を進めるには、流域住民の合意形成や現在の土地利用への影響等、多くの課題があり、事業完了までには膨大な費用と時間を要します。

また、低平な市街地で雨水が河川に流入する前の水路等からあふれる、いわゆる内水の下水道施設による浸水被害対策も課題の一つなっているところであります。

さらに、平成16年台風第23号、平成21年台風第9号、平成23年台風第12号等がもたらした豪雨災害、平成20年7月の都賀川における水難事故等、近年の雨の降り方や頻度を思料してみても、これら河川・下水道施設の整備による

治水対策だけでは防ぎきれない浸水被害が、県下のどの地域でも、今後、発生する可能性があります。

そこで、今日求められているのが、河川・下水道対策だけでなく、雨水を貯めて流出量を抑える流域対策、浸水被害が発生した場合でも被害を小さくする減災対策を組み合わせ、一体的に進める総合治水の推進である。

この総合治水については、70年代ごろからその必要性が謳われ、都市化の進展の著しい河川において、行政を主体として、調整池や雨水貯留浸透施設の整備等の事業施策が進められ、また近ごろでは、水循環に対する社会の関心の高まりも相まって、個人宅で雨水貯留タンクを設置する等の活動や、それを支援する市町の助成制度も見られるようになったというところであります。

しかしながら、これら行政の施策から県民個人の私的な取り組みまでが、総合治水という大義のもと、相互の関連性を示すものとして明確に体系化されておらず、また、実施する上での根拠となる法令や規準が存在しないものも多いため、総合治水の推進という点において、行政間の連携や社会の認知は不十分な状況にあること。

以上のようなことが、治水行政を取り巻く情勢と課題の記載というふうになっております。

次に5ページでございます。

### 3、総合治水の推進に関する条例制定の意義についてです。

総合治水を推進する上で、その足がかりとしての条例を制定することについては、知事から諮問を受けた際にあらかじめ県の方針として示されていましたが、条例の検証に当たっては、その意義、目的について改めて以下に整理するとして、

(1) 県民総意のもとで総合治水対策に取り組むことを宣言する。(2) 県、市町、県民及び事業者の責務、役割を明らかにする。(3) 県民・事業者も含め、全県で総合治水対策への理解を深め、取り組みを推進していくためのよりどころとする。

( 4 ) 地域ごとの課題に応じた総合治水対策を実践するための計画策定の法的根拠とするという記載となっております。

次に、6 ページ以降の 4 . 「兵庫県総合治水条例 ( 仮称 ) 」 骨子案に対する意見、総合治水の推進に向けてです。

まず、( 1 ) の総合的な評価について、条例骨子案では、河川・下水道対策、流域対策、減災対策の 3 つの柱のもと、総合治水に資する方策を体系的に整理した上で、それらが実質的に機能するよう、各地域の特性に応じた総合治水推進計画を策定することを明記し、総合治水推進の実効性を担保している点は評価すべきである。

また、前述にあるとおり、県民総意の下で総合治水に取り組む姿勢を示すため、行政だけではなく、県民・事業者の責務や役割を明記した点は意義のあるものといえよう。としております。

次に、( 2 ) 個別事項に関する今後の課題と留意事項について。まず、周知、普及啓発です。条例骨子案には、総合治水の推進に資するあらゆる方策や取組みが示されています。これらのことを県民が理解しやすいよう、行政、県民、事業者等の各関係主体が直接関連する内容を簡潔に示す等の工夫をした上で、効率的に広報活動を行い、条例の趣旨を広く社会に周知し、総合治水の推進の普及啓発に努められたいとございます。

次に、市町との連携。条例骨子案に位置づけた各方策や取組みでは、いずれの市町も果たすべき役割が大きい。例えば、下水道管理者、雨水貯留浸透設備を設置する際の施設所有者や助成事業施行者、総合治水推進計画を策定する際の総合治水推進協議会の参画メンバー等、さまざまな関係者に重要な役割が求められる。したがって、今後、総合治水の推進に当たっては、市町の意見を聞き、十分な連携を図ることが重要である。

調整池の設置及び保全。まず、アの財産権との関係では、開発に伴う調整池の

設置及び保全を開発者等に対して求めることについて、条例骨子案では財産権に内在する制約との見解を示している。引き続き法制にかかわる専門的な知見を踏まえた慎重かつ妥当な検討が望まれる。

また、保全については、調整池の存置だけに限らず、雨水流出を抑制する機能を維持する等、義務づけの内容等についても整理されたいとございます。

次に、イ、違反行為による勧告・公表でございますが、本県では、行政指導が効果を上げておりまして、調整池の設置が確保されてきておりますので、勧告・公表をする的確な運用によりまして、効果が期待できると考えておりまして、防災に対する関心が高まる中で、さらに相当の抑止効果を発揮するものと思っておりますが、そういうことで、こちらですが、当規定に違反した開発者に対する勧告・公表制度については、都市計画等の開発許可手続と相まって、違反開発の抑制に一定の成果が得られるものと思われる。

なお、将来的には、開発の動向や調整池を取り巻く社会情勢変化等によって、当規定を再度検証することも視野に入れるべきである。

次に、総合治水推進計画については、総合治水推進計画に盛り込むべき項目や総合治水推進協議会の運営方法等、具体的な計画策定手順を今後詳細に示すとともに、同計画に規定された内容が着実に実施される仕組み（費用負担のあり方やフォローアップの必要性を含む）を検討されたい。

総合治水を推進するための仕組みについては、総合治水の推進には県民自らが主体的に取り組むことが極めて重要であり、そのためには、取組みにインセンティブを付与する仕組みを検討しなければならない。

これについては、特に、公的支援、取組み効果の可視化、多面的効果からのアプローチが望まれるとして、ア、公的支援では、県民や事業者に経済的負担を求める取組み（雨水貯留浸透設備の設置や施設の耐水化等）や上下流域の間で利害関係を伴う取組み（土地の遊水機能の維持、出水時のポンプ排水の抑制等）を進め

るに当たっては、行政による助成制度や税制優遇措置等の財政的支援策のほか、基準や指針等を作成することにより、これら取組みに関する費用負担、利害調整について、県と市町との役割分担も含め検討されたい。

イ、取組み効果の可視化では、総合治水対策のうち、特に流域対策や減災対策については、実施効果や治水に対する貢献度を定量的に評価することが難しいものが多い。

中でも、多数が同時に取組むことで、はじめて一定の治水効果が得られる雨水貯留浸透の取組み等は、可能な限り県民がその効果を実感しやすい指標等を用いる工夫が求められる。

ウ、多面的効果からのアプローチでは、総合治水に関係する取組みの中には、貯留した雨水を生活用水に活用することによる節水効果や、水防訓練を通じての地域コミュニティの活性化等、浸水被害の軽減に加えて、副次的な効果が得られるものがある。したがって、今後、具体的な総合治水対策を推進していく際には、このような日常の生活環境を豊かにする多面的な効果もあわせ、県民や事業者にとって身近な視点から各取組みが進められるような工夫も考えられる。

次に、県民の参画と協働の促進についてですが、総合治水は県民による自発的、自律的な取組みのもとで、県民と行政により一体的に推進されなければならない。

そのため、総合治水推進計画を策定する段階や、具体的な取組みを実施していく段階においては、県民への情報提供はもとより、積極的に県民の意見を聴く機会を設け、県民と行政とのパートナーシップを構築する必要がある。

最後に、5、「おわりに」では、治水行政を進める上で、総合治水は欠くことのできない重要な手段であり、これまでの諸課題を踏まえると、今回制定しようとしている条例は、まさにその推進に向けた大きな第一歩と言えよう。

今後は、この条例を足がかりとして、市町や関係機関と具体的な連携、調整を図りつつ、総合治水の取組みが広く県民の精神・生活に浸透していくとともに、浸

水被害の軽減に向け着実に実を結ぶことを期待する。

以上の記載とさせていただきます。

なお、資料4-2では、中間答申との対比を表にしておりますので、御確認をいただければと思います。

以上、大変早口になりましたが、報告素案の説明を終わらせていただきます。

道奥部会長            どうもありがとうございました。次回の河川審議会のほうに当部会から提出いたします報告でございます。きょう初めて議論いたしますので、これが抜けているよとか、そういう大きな修正も含めて、御意見をいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

4ページのところで、中ほどでございますが、平成20年7月の都賀川における水難事故等、これが入っております、これは実は雨の降り方や頻度のほうにかかっているのはわかるんですけども、ほかは災害に対して、事故が混在しております、確かに社会的には衝撃的な事故であったわけでございますが、浸水被害の中に紛れこんでしまうというか、誤解されないかなという気がしまして、雨の降り方のほうにかかっているということだけはわかるんですけども、一般の方が読まれたときに、水難事故も河川災害かいなというような誤解を生まないかなということで、別にこれは削除いただいてもいいんじゃないかなというふうに思ったんですが。

八木下総合治水課副課長            非常に短時間の強い雨が降ったという事例として挙げているんですけど、確かに御指摘のような点もあるかと思っております。

道奥部会長            そのほか、いかがでしょうか。

安田委員            よくできていると思うんですが、5ページのところに、条例制定の意義というところで、きょうも随分庁内の検討会のメンバーの方入っておられるんですけども、やはりこれの決め手は、県民とのパートナーシップだとか市町



との連携とこちらなんです、行政内の関係部局の文字どおり連携がね、大切なことが浮かび上がってきていると思うんですよね。河川部局だけでは取り組めないこともここに全部入っているわけで、そうすると、5番目ぐらいに行政内における関係部局を連携体制構築のための枠組みとすると、条例にそういうことを記載しておいてもいいんじゃないかと、単なる感想ですけど。

道奥部会長            はい。重要な御指摘かと思えます。

今、いただいた御意見は、入れておいたほうがよろしいんじゃないでしょうか。

山内総合治水課課長            まさに重要な視点でありまして、我々県庁内部の関係部局の連携はもとより、県庁と事務所等の出先機関との連携も非常に重要になってきます。こういった取組みを進めていく上での一番の前提になるものですので、御意見を踏まえて盛り込みたいと思います。

道奥部会長            そのほかお願いします。

田中丸委員            3点ございます。1点目は細かい点ですが、7ページのウのところの総合治水に関係する取組みの中で、「貯留した雨水を生活用水に活用する」というのは、先ほどの貯留、貯水の議論を前提にする、これは、貯留したんだけど、まだまだ貯水的に使うことに副次的な効果があったということで、これでよろしいんですねということで、一応確認したいということ。結果的にいいんじゃないかなと思うんですが、それが1点で。

2つ目ですけど、8ページのほうの参画と協働の促進ですが、これは県民だけでいいのか、県民と事業者も入れたほうがいいのかというあたりが気になりました。

3点目なんですけれども、文言関係ですが、4ページの最後の段落ですが、「しかしながら、」というところから始まり、最後の段落の2行目、「総合治水という大義の下、」というふうになって、「相互の関連性を示すものとして明確に体系化されておらず、」と、ここに「、」が入ると何か大義のもとに体系化されて

いなかったというふうにつながってしまいかねないので、一応、修正案としては、3つ考えまして、一番簡単なのは、とりあえず「、」をとるとというのが一つ。2つは、「下、」を「下に」に変えるというのが2つ目。3つ目は、「下に」変えた上で、「相互の関連性を示すものとして」というのを削除してしまうと、割と読みやすくなって意味が通るかなと思いましたが、適宜御検討いただければと思います。以上です。

道奥部会長           はい、ありがとうございました。

3点目につきましては、今御示唆いただいたどれかの修正案に修正いただくという事で、よろしいでしょうか。

それから、1点目は、確認的におっしゃいましたけれども、もう少し明示されたほうがいいかもわかりませんね。貯水というキーワードを入れて。7ページでしたか。「貯留した雨水を」のところですが、貯水効果というものと、利用するということと、明示いただくという、ここで。

それから、2点目は何でしたか。

角松委員           参画と協働の主体です。

道奥部会長           そうですね、これは整合性をとるために、事業者を入れていただきたらと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

田中丸委員           4ページですけれども、4ページの上から3分の2ぐらいのところの段落で、「そこで、今日求められているのが「河川・下水道対策」だけではなく、雨水を貯めて流出量を抑える「流域対策」という表現があるんですが、「雨水貯留浸透施設」という言葉をずっと使ってこられていますので、例えば、雨水を貯め浸透を促して流出を抑えるとか、そういうたぐいの浸透に関する記載を追加していただいたほうがよろしいかと思えます。

それと、4ページの一番最後の「行政間の連携や社会の認知は不十分な」の「不

充分」ですけれど、これは普通の漢数字の「十」のほうがよろしいのではないかと思うんですけれど。

道奥部会長 はい。いずれも修正案のほうに入れていただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

7ページ目の、取組み効果、中ほどでございますが、取組み効果の「可視化」という用語がございます。可視化というのは、主に視覚的な認知だと思いましたが、最近では、五感に訴えるというような、あるいは実感していただくというような意味で、「みえる化」というような。「みえる化」って、まさに視覚じゃないかというあれもありますけれど、一般に使われているニュアンスでは、どうも視覚以外のいろんなものにわかりやすくいう、見せるという意味合いがあると思いますので、ちょっと可視化というと、何か認知いただくチャンネルが少ないような気がしましたので。

そのほか、いかがでしょうか。

安田委員 余談な心配としては、視覚の不自由な方に対して、何か今、県のほうのこういう用語としては、使用して大丈夫かな。

道奥部会長 健常者以外への配慮という意味ですね。

安田委員 要するに、よく言われるでしょう。避難のときの災害弱者の問題が言われていて、こういうことを、あと使っていいのかという、私自身は、余り気にならないけれど、行政では気にされるのかなと思って。原案で出てきたから、結構なんだけれども。

道奥部会長 それも含めて、この表現を御検討いただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

酒井委員 今の可視化という言葉がいいかどうかは別として、可視化という意味の中にディスクローズ、公開の意図も含まれていると読めるかと思うんですけれど、明確にそこまで言ったほうがいいのかないかなと思いました。

それと、全体の印象として、大変よくまとめられているんですが、こちらの中身で一番議論した調整池のことがほとんど触れられていないと思うんですけど、その辺はよろしいんでしょうか。

道奥部会長 報告案では、6ページの下のところに対応するんでしょうかね。いかがでしょう。十分ではないかもしれないという御意見ですが。これ、多分、具体的に書き出すと、これだけでは済まないんでしょうね。ある意味、条例案の一番重要な根幹の部分です。

八木下総合治水課副課長 今ここに書いてあるのは、調整池の中の財産権の話と、勧告・公表の話だけで書いています。

もしかすると、今御意見をいただいていたのは、調整池の設置というのは、総合治水条例の中で特に義務化しようとしていて、その部分が重要であるというか、意義のあることであるというような大きな意味での書き方というのが、今この案ではしていないので、それが必要ということであれば、そのあたりは、いろいろ中でも御議論いただいていますので、そこから抜き出すというか、そこから答申という形で文章を考えていくことはできると思います。

安田委員 前文に入れたらいいんです。アの前にです。だけど、なお、以下を留意しなさいということで。

道奥部会長 実際は、そういう調整池の問題というのは、一番重要かとは思いますが、逆にそれを強調し過ぎますと、あとは何かつけ足しみたいな感じにとられないかなと、逆にね、そういう心配もないことはないんですね。別に調整池のことだけを位置づけるために条例案をつくるわけではないので。

八木下総合治水課副課長 ですから、書き方はまた工夫というか、留意が必要だとは思いますが、大枠として我々は一応、我々の案の時点から義務化をするという形で案を出させていただいてまして、それについて、そうすべきだという観点でずっと議論をしていただいていますので、その部分のことを少し書くの

かなということによろしいでしょうか。

道奥部会長       そうですね、そうしたら、今、安田先生のほうからもおっしゃいました、「はじめに」みたいなところで、調整池の義務化等みたいな、ちょっと明言していただいて、明記いただいて、それだけじゃないんですけれど。

脇舛総合治水課副課長       とアの間。

角松委員       との間ではないかなと。

安田委員       のところの書き出しのところにそれを書いたら。

道奥部会長       そうです。書く位置も含めて御検討いただけますでしょうか。そういう酒井委員からの御趣旨でございますので、よろしく申し上げます。

そのほか、いかがでしょう。

井上委員       4ページ目のちょうど中ほどですが、「内水の下水道施設による浸水被害対策」というのは通りが悪いような気がするんです。修飾語をとると「内水の下水道施設による浸水被害対策」という具合になっていますので。何かちょっと日本語として通りが悪いんじゃないかなという気がしたんです。

道奥部会長       そうですね。下水道施設による内水被害対策でしょうかね。

井上委員       そういうことなりますかね。

それから、「キジュン」という言葉が2つ出てきて、字がちょっと違うんです。それはそれでよろしいんですか。法令的な意味での「規準」と、技術基準的な意味での「基準」ということで。

規準というのは、一つ目は、4ページ目の下から3行目ですかね、「法令や規準が存在しない」というのがあります。

それから、もう一つのほうの基準は、7ページ目の中ほどに「基準や指針」ということがありますけれども、字がちょっと違う、いいんですかね。

道奥部会長       いかがでしょう。スタンダードとルールと、そういう意味合いの区別をしているかという、もし、していないんだったらどっちかに統一してくだ

さいということですね。

今伺ったら、何か同じような意味で使われているように思いますけれど、特に区別されていないんですしたら、どっちなんですかね。規則のほうの「規」になるんですか。

井上委員 法令的な意味なら、規則のほうがいいのかなという。

安田委員 ものすごく簡単な、3ページの、これは好みの問題なんだけれども、「技術的、専門的」となるんだけれど、「専門的、技術的」のほうが一般的ではないかなと。部会長とか私なんかは、工学系だからそれでいいんだけれど。

道奥部会長 そうですね。そういう順番でお願いします。

安田委員 多分、その言葉の重ね方のほうが多いと思うんです。

道奥部会長 大きい枠組みからより絞り込んで。

田中丸委員 4ページの中ごろなんですけれども、「一方、人口、資産が集積する既成市街地を流れる中小河川において、網羅的に河道拡幅等の堤内地に影響を及ぼす河川改修を進めるには、」なんですけれども、多分これは、「網羅的に」を「河川改修を網羅的に進めるには」という趣旨ですかね。「に」が続きますんで、ちょっと場所を変えたほうがいいのかと思います。

あと、この文章は、専門的な用語が一応理解できる方が読むという前提でよろしいんですかね。「堤内地」の意味を理解するのは、かなり、一般の方には難しいと私は思います。ですから、専門用語がわかる方を対象ということであれば、このままで結構ですし、もし、そうでないことを考慮しなければいけないのであれば、ちょっと表現を変えたほうがいいのかもかもしれません。

道奥部会長 そうですね、河川審議会とは言いながら、河川工学に携わる人ばかりじゃないので、ちょっと用語の確認をお願いします。

そのほか、いかがでしょう。

今いただいた御意見を修正するんですが、いかがいたしましょう。きょうは12

時まででございますので、本来でしたら修正した案を再度お配りするという予定をしておったんですけれども。いかがいたしますか。

八木下総合治水課副課長 要検討事項が結構ありますので、今、既にこう直せばと言っていた部分もありますけれども、検討して直さないといけない部分もあるんですが、どうでしょうか、大幅では変わってないので。

道奥部会長 本質的なものはなかったと思うんです。ですから、ちょっと私のほうでお預かりさせていただいて、それと、今度河川審議会で部会の委員の皆さんも御出席いただけますので、そのとき確認もいただけるし、間違いがあれば修正もいただけるので。

八木下総合治水課副課長 作業としては、事務局のほうで部会長と案を詰めさせていただいて、再度御確認いただくような時間はとれると思っております。

道奥部会長 じゃあ、部会は予定どおり終了させていただきまして、その後、アフターケアとして私と事務局のほうで確認して、審議会にお持ちしたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

道奥部会長 じゃあ、そのようにさせていただきます。

そうしましたら、以上をもちまして、本日予定しておりました議事はすべて終了しました。

いろいろ御審議をいただきまして、貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

脇舛総合治水課副課長 道奥部会長、どうもありがとうございました。

本日予定しておりました議題はすべて終了いたしました。

お話に上がっておりますように、総合治水の最終報告のほうも一定の御議論をいただいたところでございます。

したがいまして、企画部会は本日の第4回をもちまして、区切りということとさせていただきます。と思っております。

最後に、山内課長から一言ごあいさつを申し上げます。

山内総合治水課課長            どうも失礼します。区切りのごあいさつということでさせていただきます。各委員の皆様方には、非常にタイトな工程の中で4回にわたって御審議いただきまして、多くの貴重な御意見をいただきました。厚くお礼申し上げます。

ただいま御検討いただいた最終報告案につきましては、部会長のほうと最終調整をさせていただいて、次回の河川審議会のほうで御報告いただくことになっております。これまでいただいたたくさんの意見を、我々しっかり認識して、課題や留意点一つ一つに対して着実に対応していく必要があると考えております。

今後とも、もろもろの検討を進めていく中で、委員の各先生方には、御指導なり御助言いただく場面も出てくると思いますが、その際はどうかよろしくお願い申し上げます。

本当にどうもありがとうございました。

脇舛総合治水課副課長            それでは、これをもちまして、兵庫県河川審議会第4回企画部会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

( 閉会    午前 1 2 時 0 0 分 )